d　平成26年から平成28年までの各年の4月1日現在におけるラスパイレス指数、平成24年4月1日現在において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の特例措置がないこととした場合のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数並びに平成25年7月1日現在におけるラスパイレス指数（ただし、「「平成25年7月時点のラスパイレス指数等調査」の追加提出について」（平成25年12月9日付け総行給第84号）に基づいて平成25年8月以降の給与減額措置の施行又は既に施行した減額内容の変更（ただし、既に施行した減額措置の緩和を除く。）（以下この表において「給与減額措置等」という。）について調査表により報告された都道府県については、次の算式によつて算定した数とする。）の合計数を5で除して得た数

［略］

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅳ

D＝（f－e）／｛e×（－0.166）｝

（f－e）／eに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

［略］

f　平成23年度から平成27年度までの地方財政状況調査による人件費の合計数（復旧・復興事業分を除く。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅴ

E＝2－（h－g）／（g×0.614）

（h－g）／gに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

［略］

h　平成23年度から平成27年度までの地方財政状況調査による都道

d　平成23年、平成26年及び平成27年の各年の4月1日現在におけるラスパイレス指数、平成24年4月1日現在において国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与の特例措置がないこととした場合のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数並びに平成25年7月1日現在におけるラスパイレス指数（ただし、「「平成25年7月時点のラスパイレス指数等調査」の追加提出について」（平成25年12月9日付け総行給第84号）に基づいて平成25年8月以降の給与減額措置の施行又は既に施行した減額内容の変更（ただし、既に施行した減額措置の緩和を除く。）（以下この表において「給与減額措置等」という。）について調査表により報告された都道府県については、次の算式によつて算定した数とする。）の合計数を5で除して得た数

［同左］

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅳ

D＝（f－e）／｛e×（－0.163）｝

（f－e）／eに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

［同左］

f　平成22年度から平成26年度までの地方財政状況調査による人件費の合計数（ただし、平成23年度から平成26年度までの各年度については復旧・復興事業分を控除して得た額とする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が2を超える場合には2とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅴ

E＝2－（h－g）／（g×0.600）

（h－g）／gに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

［同左］

h　平成22年度から平成26年度までの地方財政状況調査による都道